

様式第5号（第10条関係）

パブリックコメント実施結果報告書
【案件名：つくば市教育大綱(案)】

令和2年(2020年)2月
つくば市総務部総務課

■ 意見集計結果

令和元年(2019年)12月9日から令和2年(2020年)1月6日までの間、つくば市教育大綱(案)について、意見募集を行った結果、22人から39件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	10人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	12人
合計	22人

※「直接持参」の人数は、令和元年(2019年)12月9日及び14日に市役所コミュニティ棟で実施した説明会で意見を発言された人数です。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ I つくばの教育が目指すもの について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	多様で豊かな個性が花開くためには平和な環境でなければ望めないので、I①の中に「平和な」という文言を追加してほしい。	1件	教育大綱が目指す環境は、前提条件として「平和な環境」も包含しているものと考えています。

○ II つくばで目指す考え方の転換 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	現在実践されている近代公教育からの転換を目指すことは、実践している現場を否定するものなのか。転換を目指す方向性と現場の方向性の違いをどう埋めるのか。	2件	教育大綱が目指す考え方の転換は、誰かを悪者にしたり現状を否定したりするものではありません。教育大綱で示されている内容は、国の指針である「第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣

			議決定)」の内容とも矛盾はしておらず、今回示した考え方の転換の必要性は社会の中でも徐々に認識されており、学校現場でもその方針に合わせた教育が行われています。このため教育大綱では、現場で頑張る先生方を応援していることを表明する内容となっています。
2	Iで掲げている最上位目標が当たり前の内容なので、Iを無くしてIIをIとして据えてほしい。	1件	最上位目標は当たり前かもしれませんが、とても大切な概念であるため、あえて掲げています。 また、最上位目標を体現するための大きな手段がIIで示している考え方の転換になります。
3	近代公教育の問題や矛盾に対する事実やデータを示すべきである。	1件	これまで開催してきた13回にわたる総合教育会議の中では、教育委員や校長先生、PTA代表者や子ども達などの実際の声を聴きながら議論を重ねてきました。この議論の中で挙げられていた課題を、今回「近代公教育の問題や矛盾」として表現しています。
4	市長の挨拶文中でも「近代公教育が抱えてきた問題や矛盾を踏まえ」という文言は言及しているので、削除してもよいのではないかと。	1件	ご指摘のとおり重複していますが、課題を言及することで、そこから考え方を転換する必要性につなげています。
5	II③ 1行目と2行目が冗長であるため、現在の2行目を1行目にして、2行目を推敲してほしい。	1件	1行目と2行目に含まれる内容は一部重複していますが、ご意見は参考とさせていただきます。

○ Ⅲ つくばの教育の柱 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	Ⅲ③ 歴史に触れる、歴史に学ぶ旨を文脈に加えてほしい。	1件	ご意見を参考に、修正します。 (後述の「修正の内容」をご参照ください。)

○ IV つくばでの「学び」の特徴 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	市長の挨拶文中でも「近代公教育が抱えてきた問題や矛盾を踏まえ」という文言は言及しているの、削除してもよいのではないか。	1件	ご意見を参考に、修正します。 (後述の「修正の内容」をご参照ください。)
2	IV① 一人ひとりの個性や特徴の一つとして、疾患(ぜんそくや食物アレルギーなど)を持つ子どもも十分な教育を受け、他の子どもも認め合う様な環境を目指してほしい。	1件	本文中の「個性や特徴」の中には、良いものもハンディキャップも含まれていると考えています。また本文中の「最大限に配慮し」の中には、大人だけでなく子ども同士が認め合い、手を差し伸べ合うことが含まれていると考えています。
3	IV① 現在の教育指導要領が一斉教育による「履修主義」であることによる弊害に対して、個々の状況に対応できる「習得主義」に向かうようにしてほしい。	1件	IV①に記載のある、「一人ひとりに応じた学び」や「本人の成長に基づいた評価」などを進めることが、ご意見に沿うものと考えます。
4	IV② 「合理的精神」には功罪が潜んでいると思い教育の場で使うのは気になるので、「合理的」の具体的な表現を希望する。	1件	ここでの「合理的精神」とは、「論理に基づく思考、理に適った考え方」を意味しており、科学技術と合わせて、「経験論や精神論」と対比させたこれからの学びの姿を表現しています。
5	IV② 「科学技術」の意味が、狭義ではなく人文社会科学を含む旨を注釈で説明しているが、人文社会科学に含まれる歴史を学ぶことは重要なので、本文で表現してほしい。	1件	今後「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定する中で参考とさせていただき、教育現場で実践する際にいかしていきたいと考えています。
6	IV④ 自然環境、歴史的環境をどう受け継ぎ、体験を積み重ねることが創造的な生き方の基本	1件	ご指摘のとおり自然環境や歴史的環境が重要だと考えています。今後「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定する際の参考とさせ

<p>であり、人類共通課題への関心や持続可能社会への視点にもつながると思う。</p>		<p>ていただきます。</p>
--	--	-----------------

○ VI つくばの「学び」実現に向け、いま必要なこと について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>STEAM教育を明言することで既存の公教育の枠組みを外し新しい学習を展開する議論を促してほしい。</p>	1件	<p>STEAM教育に関連する内容は5ページ「IV④」に含まれています。ただし、「STEAM教育」に対する定義がはっきりしていないため、現在の教育に必要なSTEAM教育の要素をかみ砕いた日本語として表現しています。</p> <p>また、2ページ「II」の近代公教育からの考え方の転換を目指すことで、地域全体の価値観を変えることに一石を投じ、今後策定する「第3期つくば市教育振興基本計画」などを通して新しい学習を展開する議論が行われるものと考えています。</p>
2	<p>学びに対して受け身である子ども、学びが楽しいと思えない子どもに対してフォローをしてほしい。</p>	1件	<p>学びに対して受け身である状態、学びを楽しめていない状態からの転換は、2ページ「II」で示す考え方の転換に整合していると考えています。具体的な施策等については、今後策定する「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定する際の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>VI① 教師が好奇心旺盛で自ら学ぶ姿勢をもつことが大切であり、そのためには幅広い研修機会や教師の時間的余裕を確保できるようにすべきである。</p>	1件	<p>ご指摘のとおり幅広い研修機会や教師の時間的余裕は重要だと考えます。今後の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>VI② 教育大綱を実現するには教師の負担が増えないか。教師</p>	2件	<p>教師の負担を軽減させるため、7ページ「VI②」で示す働き方改革の実行や教師や学校の自由裁量度</p>

	や学校に自由裁量をどのようにもたせるのか。		の拡大を進めたいと考えています。並行して、教師の自主的学習の支援や学ぶ環境の整備を進めることで、教育大綱の理念を体現できるように教師・学校を支援していきたいと考えています。具体的な施策等については、今後策定する「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定する際の参考とさせていただきます。
5	VI② 教師や学校の自由裁量度を拡大するため、現在の管理職の先生方(校長・教頭)の転勤間隔を延ばしてほしい。	1件	今後の参考とさせていただきます。
6	VI② 教員をサポートする仕組みが必要だと考える。教職員に対するキャリアコンサルティングや、メンタルケアなどの就業意欲の向上支援策等を検討してほしい。	1件	今後策定する「第3期つくば市教育振興基本計画」の中で参考とさせていただきます。
7	VI③ 「学校は教育サービス機関ではない」ということを明確にうたってほしい。現在の学校教育には、学習から躰、登下校の見守りに至るまですべてが含まれていて、求められている。学校の意識、保護者の意識を変え、モラルを皆で考えることから始まるということを確認してほしい。	1件	8ページVI③第1文(1～3行目)のとおり、保護者・地域・学校・行政がそれぞれの学び(教育)の範囲で主体的な役割を担う旨を記載することで、現状を皆で見つめなおすことを、また第2文(3～4行目)で、それぞれが補完し支えあう関係性を構築する旨を記載することで、それぞれの立場で押し付けあうのではなく、足りない点も認めた上で助け合うことの必要性をそれぞれ表現しています。

○ その他 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	教育大綱の内容を学校現場	1件	今後策定する「第3期つくば市教

	で具体的に実践するには、どうするのか。		育振興基本計画」の中で参考とさせていただきます。
2	早急に県立または市立の高校整備に着手してほしい。	1件	市内への高等学校整備については、茨城県の所管であるため、県への要望を毎年提出しておりますが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
3	早く学校現場や地域に大綱の内容を発表してほしい。	1件	教育大綱の周知については、広報紙やホームページ等による市民向けの周知や、教育局による市立小・中学校の校長会向けの説明会等を予定しておりますが、より多くの方に内容のご理解をいただけるよう努めていきます。なお、公表時期は今年度末頃を予定しています。
4	「非認知能力の再認識へ」について、良いと思う人と、「偏差値の高い良い大学」が良いと思う人の両方がいると思う。オランダでも、イエナプラン校があれば知識偏重の学校もある。つくば市でもイエナプラン校をお試しとして作ってみてはどうか。	1件	今後の参考とさせていただきます。
5	地域との協働の一つとして、学校の中に地域の居場所を作してほしい。	1件	今後の参考とさせていただきます。
6	主体的・双方向の教育を受けるには、ベースとなる基礎学力が必要だと思うので、基礎学力は最初にきちんと学んでほしい。	1件	今後策定する「第3期つくば市教育振興基本計画」の中で参考とさせていただきます。
7	茨城県は中高一貫教育を進めているが、今回の教育大綱との関連性はあるのか。	1件	今回の教育大綱はあくまでつくば市の教育の方向性を示したものです。
8	学校にソファを置き教師がリラックスできる環境を作るなど、現場の先生の声を聴くよう	1件	今後の参考とさせていただきます。

	にしてほしい。		
9	教育大綱の対象は小学校、中学校か。未就学の子供に身に付けてほしい力もある。	2件	教育大綱の対象は、未就学児から高齢者まで、幼児教育も生涯教育も含まれています。非認知能力を高めることや、実体験を大切にしたい学びなどは、特に未就学児に重要な学びだと考えています。
10	大綱の策定タイミングが今で、対象期間を5年とする理由は何か。	1件	平成 27 年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正後、つくば市では教育振興基本計画の理念と目標を教育大綱に代えることにしていましたが、今回改めて策定を進めてきました。 また、対象期間については、「大綱が対象とする期間は、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定している」旨が平成 26 年7月 17 日付けの文部科学省通知の中で示されています。この通知に準じて、つくば市では対象期間を5年としています。
11	市長が交代しても教育現場の協力が得やすく、実践に際してわかりやすい大綱にするべきである。	1件	今回の教育大綱の内容は、ある程度普遍的な内容であると考えています。また、実践に向けては、今後策定する「第3期つくば市教育振興基本計画」の中で参考とさせていただきます。
12	説明会を師走の忙しい時期に行ったことは適切だったか。	1件	教育大綱の素案が完成したため、内容をより理解した上でご意見をいただきたいと考えて、パブリックコメント手続期間の当初に説明会を開催しました。
13	市長による説明会はパブリックコメント手続上の「説明会」にあたるのか。 また、説明内容のうち、どこ	1件	「つくば市パブリックコメント手続に関する要綱」の手続としては「説明会」は含まれていません。ただし、今回は資料を提示し意見を募

	が大綱(案)の説明部分でどこが市長の想いの部分かわかりにくかった。		集するだけではなく、市長自ら想いを伝え意見交換する場を設けるために説明会を開催しました。 説明部分と市長の想いの部分が不明瞭であった点については、今後の参考とさせていただきます。
14	教育大綱の期間を 2024 年までとし、2020 年に市長選があることは、公職選挙法が禁じている事前運動に当たるのではないか。	1件	教育大綱の策定は、地方公共団体の長が行う旨が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に定められています。このため、ご指摘の公職選挙法に抵触する行為には当たりません。
15	教育大綱は「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」であるが、本文中に「学術」及び「文化」に関する言及がない。	1件	ご指摘のとおり、直接的に「学術」や「文化」に関する言及はありませんが、今回の教育大綱が示す方向性や考え方は、「教育」に限らず「学術」や「文化」にも共通しているものと考えています。具体的な施策等については、今後策定する「第3期つくば市教育振興基本計画」を策定する際の参考とさせていただきます。
16	教育大綱は教育基本法を基礎に定められると解釈されるが、同法には「幸せ」という文言は出てこないのに、教育大綱の最上位目標に「幸せ」が入ってよいのか。 「幸せ」は人によって違うものではないか。	1件	教育大綱は、教育基本法第1条の3の規定に基づき策定することになっていますが、この規定とは国が策定する「教育振興基本計画」であり、この計画における基本的な方針を参考にして、地域の課題や実情に応じて教育大綱を策定することとされています。このことから、国の教育振興基本計画も参考にしつつ、つくば市での実情を考慮した上で、今回の最上位目標を含めた教育大綱を策定しました。 また、ご指摘のとおり「幸せ」は人によって違うものだと考えています。このため、「一人ひとり」が自分に合った「幸せな人生」を送ることを

<p>今後はこの教育大綱を基に具体的な教育の中身を定める「第3期つくば市教育プラン」の策定を<u>行</u>っていきます。皆さまと共に、新しいつくばの教育を通して「世界のあしたが見えるまち」へ進んでいくことを楽しみにしています。</p>	<p>今後はこの教育大綱を基に具体的な教育の中身を定める「第3期つくば市教育振興基本計画」の策定を<u>教育委員会</u>が行っていきます。皆さまと共に、新しいつくばの教育を通して「世界のあしたが見えるまち」へ進んでいくことを楽しみにしています。</p>
--	---

パブリックコメントによる修正ではありませんが、文言を統一するため、また「第3期つくば市教育振興基本計画」の作成主体及び計画の正式名称を明確にするために修正を加えました。

○ Ⅱのサブタイトルについて

修正前	修正後
<p>2 ページ 近代公教育が抱えてきた<u>問題や矛盾</u>を踏まえ、考え方の転換を目指す。</p>	<p>2 ページ 近代公教育が抱えてきた<u>課題</u>を踏まえ、考え方の転換を目指す。</p>

パブリックコメントによる修正ではありませんが、文言を統一するために修正を加えました。

○ 策定メンバーの追加について

修正前	修正後
	以下のとおり名簿を追加

つくば市教育大綱策定メンバー

職名	氏名（敬称略）
市長	五十嵐 立青
教育長	～令和元年(2019年)12月24日 門脇 厚司
	令和元年(2019年)12月25日～ 森田 充

教育委員	鈴木 理子
教育委員	小野村 哲
教育委員	柳瀬 敬
教育委員	倉田 廣之